



29 資第 174 号

平成 29 年（2017 年）9 月 4 日

水銀使用製品産業廃棄物、ばいじん、燃え殻、  
汚泥（有機性汚泥を除く。）、廃酸又は廃アルカリ処分業者 様

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正について（通知）

平素から、廃棄物の適正処理に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）の一部を改正する政令（平成 27 年 11 月 11 日政令第 376 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 9 日環境省令第 10 号）並びに関連省令及び告示が公布されたことにより、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準等が追加され、平成 29 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

については、同日以降、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を従前どおり処理する場合には、貴社所有の処理施設が下記 1 に記載されている追加された新たな処理基準等に適合する施設であるかあらかじめ確認し、適合しないと認められる場合には、平成 29 年 9 月 30 日までに必要な措置を講じ、追加された新たな処理基準に適合するようにした上で、下記の処理基準等を遵守するようしてください。

なお、同年 10 月 1 日において、現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処理している者については、産業廃棄物処分業許可証に当該水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が処理できる旨を明記することとしますが、当該許可証の書換交付に係る手続については別途通知します。

記

1 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の指定（規則第 7 条の 2 の 4、第 7 条の 8 の 2 関係）

(I) 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物とは、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となつたものとされました。

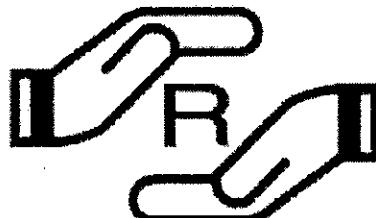
- ① 下表に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（下表の×印のあるものに係るもの）を除く。)
- ③ ①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

表 水銀使用製品産業廃棄物

1 水銀電池		19 薬料	x
2 空気亜鉛電池		20 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	x	21 灯台の回転装置	
4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	x	22 水銀トリム・ヒール調整装置	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	x	23 水銀抵抗原器	
6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	x	24 差圧式流量計	
7 農業		25 傾斜計	
8 気圧計		26 周波数標準機	x
9 濃度計		27 参照電極	
10 液柱形圧力計		28 遷移計	
11 弹性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	x	29 医薬品	
12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	x	30 水銀の製剤	
13 真空計	x	31 塩化第一水銀の製剤	
14 ガラス製温度計		32 塩化第二水銀の製剤	
15 水銀充満圧力式温度計	x	33 よう化第二水銀の製剤	
16 水銀体温計		34 銅酸第一水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		35 銅酸第二水銀の製剤	
18 溫度定点セル		36 テオシアントロピウム水銀の製剤	
		37 脱酸フェニル水銀の製剤	
		備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に 塗布されるものに限りx印に該当する。	

<参考>水銀等が使用されていることが表示されている水銀使用製品

- ・日本語による標記 (水銀)
- ・英語による表記 (mercury)
- ・化学記号 (Hg)
- ・J-Moss 水銀含有マークのあるもの



Hg

J-Moss 水銀含有表示の一例

※J-Mossとは、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法です。

(2) 水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等とは、次の①又は②に該当する廃棄物とされました。

① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有するもの

② 廃酸又は廃アルカリ

水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき15ミリグラムを超えて含有するもの

2 産業廃棄物の処分に係る基準の追加（令第6条第1項第2号ホ、規則第7条の8の3関係）

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分する場合、下記に掲げる基準が追加されました。

・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること

・水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること

(注) ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいであって水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/kg以上含有するもの、廃酸又は廃アルカリであって水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/L以上含有するものについては、令第6条第1項第2号ホ(2)の規定により、当該廃棄物から水銀を回収することが義務付けられていますので、これらの廃棄物を処理する場合は、別途水銀を回収するための施設（ばい焼施設又は分離施設等）が必要となります。

・水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、令第三条第一号トの規定に例によること（水銀使用製品産業廃棄物が他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること）

3 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達等

(1) 産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板（規則第7条の5関係）

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分等のために保管する場合は、掲示板の産業廃棄物の種類に当該水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載することとされました。

(2) 委託契約に含まれるべき事項（規則第8条の4の2関係）

委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨記載することとされました。

なお、施行の際現に締結されている委託契約書については、当該契約の更新まで

の間は、従前の例によることとし、次の更新の際に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれることを記載してください。

また、自動更新規定を含む契約にあっては、覚書等により水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を規定することが望ましいとされています。

(3) 産業廃棄物管理票の交付及び管理票の記載事項（規則第8条の20及び第8条の21関係）

処理委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨（数量）を記載することとされました。

(4) 情報処理センターへの登録手続、登録事項（規則第8条の31の2及び第8条の32関係）

情報処理センターへの登録の際、当該産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨（数量）を登録することとされました。

(5) 産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（規則第10条の4の2関係）

事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類、事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程及び事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載することとされました。

(6) 承諾に係る書面の記載事項（規則第10条の6の6関係）

令第6条の12に規定する再委託の基準に適合するための承諾に係る書面について、委託した産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨（数量）を記載することとされました。

(7) 産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の処分を再委託できる場合（規則第10条の7関係）

再委託する際、委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、再委託に係る委託契約書等にその旨を記載することとされました。

4 産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等（規則第10条の8関係）

処分する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを見らかにすることとされました。

5 産業廃棄物処理業に係る変更の届出等（規則第10条の10関係）

産業廃棄物処分業者であって、保管する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載することとされました。

## 6 その他

- (1) 産業廃棄物収集又は運搬に係る基準の追加について（令第6条第1項第1号口、二、へ関係）

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には現行の基準に加え、以下の基準が追加されました。

- ・水銀使用製品産業廃棄物を破碎することのないような方法により、かつ、当該水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれの内容に他の物と区分して収集し、又は運搬すること
- ・積替え又は保管を行う場合には、当該水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

- (2) 水銀廃棄物ガイドライン

環境省において「水銀廃棄物ガイドライン」を作成しています。

下記から入手することができますので、業務の参考としてください。

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906\\_guidel.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guidel.pdf)

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係

課長：丸山 良雄 担当：胡桃澤 博司

電話：026-235-7164

FAX：026-235-7259

E-mail [junkan@pref.nagano.lg.jp](mailto:junkan@pref.nagano.lg.jp)

○参照条文 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（下線が改正部分）

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るとして、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものと除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

イ （略）

ロ 石綿が含まれる産業廃棄物であって環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつものであって環境省令で定めるもの（以下この項において「水銀使用製品産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号への規定の例によること。

ハ （略）

二 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定に例によること。

ホ （略）

ヘ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定に例によること。

二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ～ニ （略）

ホ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、環境省令で定めるものをいう。（2）において同じ。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。

（1）水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

（2）水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじんであって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

（3）水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

三 （略）

2 （略）

○参照条文 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（下線が改正部分）

（水銀使用製品産業廃棄物）

第七条の二の四 令第六条第一項第一号ロの水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつものであって環境省令で定めるものは、次に掲げるものが産業廃棄物となつものとする。

一 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第二条第一号又は第三号に該当する水銀使用製品であって別表第四に掲げるもの

二 前号に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（別表第四右欄に×印のあるものに係るものと除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水

## 銀使用製品

### (産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板)

第七条の五 令第六条第一項第二号口(1)の規定によりその例によることとされた令第三条第一号リ(1)(d)の規定による掲示板は、第一条の五の規定に例によるほか、令第六条第一項第二号口(3)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（以下「処分のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」と読み替えるものとする。

### (水銀含有ばいじん等)

第七条の八の二 令第六条第一項第二号ホの環境省令で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるもの（廃水銀等又は令第二条の四第五号ヘ、チ(1)若しくはル(1)に掲げる廃棄物を除く。）とする。

- 一 ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さい 水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下この条、次条及び第八条の十の三の二において同じ。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さい一千キログラムにつき十五ミリグラムを超えて含有するもの
- 二 廃酸又は廃アルカリ 水銀を当該廃酸又は廃アルカリーリットルにつき十五ミリグラムを超えて含有するもの

### (水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)

第七条の八の三 令第六条第一項第二号ホ(2)の環境省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表第五（別紙参照）に掲げるものが産業廃棄物となつたもの
- 二 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、当該イ及びロに定めるものに該当する水銀含有ばいじん等
  - イ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さい 水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さい一千キログラムにつき千ミリグラム以上含有するもの
  - ロ 廃酸又は廃アルカリ 水銀を当該廃酸又は廃アルカリーリットルにつき千ミリグラム以上含有するもの

### (委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第四号ヘ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ～ニ （略）

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

ヘ （略）

七～九 （略）

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一、二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、交付すること。

四、五 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

2 (略)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一、二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量、受託者の氏名又は名称、運搬先の事業場の名称及び所在地、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地並びに登録を識別するための番号（以下「登録番号」という。）を運搬受託者及び処分受託者に通知した後、登録すること。

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が登録しようとする事項と相違ないことを確認の上、登録すること。

五、六 (略)

(情報処理センターへの登録事項)

第八条の三十二 法第十二条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

(産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次票の上欄（左欄）に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請日の六月間（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあっては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げるところに従って更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ～ニ (略)	(略)

ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)～(3) (略) (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 <u>水銀使用製品</u> 産業廃棄物又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、その旨を含む。） (5)～(8) (略)	変更の都度
ヘ (略)	(略)
ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 <u>水銀使用製品</u> 産業廃棄物又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、 <u>水銀使用製品</u> 産業廃棄物又は <u>水銀含有ばいじん等</u> に係るこれらの事項を含む。） (1)～(5) (略)	一年に一回以上
チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 <u>水銀使用製品</u> 産業廃棄物又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物、 <u>水銀使用製品</u> 産業廃棄物又は <u>水銀含有ばいじん等</u> に係るこれらの事項を含む。） (1)～(3) (略)	一年に一回以上
リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。） (1)～(3) (略) (4) 令第七条第十号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第三号の二に掲げる事項 (5)～(9) (略)	一年に一回以上
ヌ～カ (略)	(略)

三～八 (略)

(承諾に係る書面の記載事項)

第十条の六の六 令第六条の十二第一号（令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- 二～四 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の七 法第十四条第十六項ただし書きの環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を除く。以下この条において同じ。）を次のイからトまでに定める基準に従って委託する場合

イ・ロ (略)

ハ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

(1) 委託する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2)～(12) (略)

二 (略)

ホ あらがじめ、当該中間処置業者に対して再受託者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項が記載された当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。

(1) 委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2)～(4) (略)

ヘ～ト (略)

二 (略)

#### (産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の書類ごとに、次の表の上欄（左欄）の区分に応じそれぞれ同表の下欄（右欄）に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
運搬の委託	(略)
処分	(略)
処分の委託	(略)

備考 収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上欄（左欄）の区分に応じそれぞれ下欄（右欄）に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

#### (産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 産業廃棄物処分業者にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

二・ホ (略)

七 (略)

2、3 (略)